- 1. 件 名: 新規制基準適合性審査に関する事業者ヒアリング(東海第二(411))
- 2. 日 時: 平成29年10月10日 10時00分~12時14分
- 3. 場 所:原子力規制庁 9階A会議室
- 4. 出席者

## 原子力規制庁:

(新基準適合性審査チーム)

山口安全管理調査官、大塚安全審査官、田尻安全審査官、穗藤保安規定係 長、土野技術参与

(火災対策室)

三浦室長

(システム安全研究部門)

加藤技術研究調査官

## 事業者:

日本原子力発電株式会社:参与(安全技術担当) 他10名

## 5. 要旨

- (1) 日本原子力発電から、東海第二発電所の設置許可基準規則等への適合性のうち 「8条 火災による損傷の防止」及び「41条 火災による損傷の防止」について、提出資料に基づき説明があった。原子力規制庁から主に以下の点について指摘を行った。
  - 他条文(アクセスルート等)の資料に記載のフロア図と階層の名称が異なる ため、整合をとり提示すること。
  - 屋上に設置する耐火壁の耐候性を整理して提示すること。また、屋上に耐火 壁設置後、アクセスに支障がないことを整理して提示すること。
  - 火災区域及び火災区画の設定及び火災影響評価(火災伝播評価含む)について、一連の流れを整理して提示すること。
  - 持込み可燃物管理について、火災荷重を考慮することを追記して提示すること。
  - 火災区域特性表について、火災区域R-3を例に整理して説明すること。
  - 配管室について、着火源となるものがないため火災防護不要としていること を明示すること。
  - 地下ケーブルトンネルの換気設備について、図示すること。
  - 緊急時対策所について、火災防護対策不要としている区画で火災が発生した場合、機能喪失しないことを整理して提示すること。
  - 緊急時対策所の各フロアの火災防護対策について、整理して提示すること。
  - 可搬型重大事故等対処設備の保管場所の感知・消火設備のレイアウトを提示

すること。

(2) 日本原子力発電から、本日の指摘等について了解した旨の回答があった。

## 6. その他

提出資料:

- ・東海第二発電所 火災による損傷の防止
- ・東海第二発電所 火災による損傷防止 (審査会合コメント回答)
- ・東海第二発電所 審査会合における指摘事項に対する回答一覧表 (火災による損傷の防止について)
- ・東海第二発電所 内部火災 (重大事故等対処施設) について
- ・東海第二発電所 重大事故等対処設備について
- ・ 東海第二発電所 重大事故等対処設備について (補足説明資料)